

「芸術・芸能労働のあるべき姿と『芸能従事者保護法』の創設について」

2023年2月20日 共立女子大学文芸学部教授 吉澤弥生

芸能・芸術をはじめとした多様な表現活動がわれわれの暮らしや社会にとって重要な意味を持つことは、文化芸術基本法でもうたわれているとおりです。2020年のコロナ禍では芸能・芸術従事者は活動基盤を失い、人々は作品を享受することができなくなりましたが、このときほど芸能・芸術文化が個々人の生活や社会に必要なインフラであることが示されたことはありませんでした。

一方で、この10年ほどの間にさまざまな分野の芸術・芸能従事者が自らの制作環境や就労状況に関する苦境を言葉にするようになりました。筆者が行ってきた若手芸術文化従事者の労働に関するインタビュー調査でも、その多くがフリーランスか非正規雇用で、雇用保障・社会保障にアクセスしづらいこと、長時間労働が常態化しその労働時間に見合わない低収入の状態にあること、また就労の不安定さゆえにキャリア形成の見通しが立ちにくいこと、さらには過酷なハラスメントや暴力の実態もあることが明らかとなっています。

この30年ほどの間に教育、福祉、医療、地域活性といった社会的文脈で、芸術・芸能なかでも現代美術が大きな役割を果たしています。先般、関係者の尽力により芸能従事者のための労災保険制度がスタートしましたが、「美術」が労災保険の特別加入の対象となっておりません。その作業内容や働き方は芸能従事者の仕事と重なるところが大きいことから、包括的に芸能従事者を保護する枠組みの整備が望まれます。

令和2年度の文化庁文化芸術活動の継続支援事業は、活動の場を失い制作はおろか生活が立ちゆかない芸能従事者の悲痛な声に国が応えたという点で大きな意義がありました。またコロナ禍以降、自治体単位で芸術家の生活や活動基盤に関する相談事業がみられ、日本芸能従事者協会でも臨床心理士によるメンタルケア相談窓口を開設しました。そうした個々の取り組みの包括的指針を示すという意味でも、さらに芸術文化の担い手が安全な環境で犠牲を強いられることなく創造活動を行い、この社会に生きる人々が多様性あふれる作品を享受できる環境を整備するという意味でも、国が芸能従事者を保護する法律を創設することを期待します。

略歴：

専門は芸術社会学。2008年より芸術分野における労働問題、現場視点から文化政策のあり方などを調査研究している。コロナ禍では文化庁「令和2年度文化芸術活動の継続支援事業」において「美術」分野の審査員を務めたほか、京都市「令和2年度京都の芸術家等の活動状況に関するアンケート調査」の設計分析などにかかわった。